

栃木県後期高齢者医療広域連合 広域計画

平成25年度～平成29年度

栃木県後期高齢者医療広域連合

目 次

はじめに	1
第1章 広域計画の概要	
1 広域計画の趣旨	3
2 広域計画の項目	3
3 広域計画の構成	3
4 広域計画の期間及び改定	3
第2章 基本方針	
1 効率的・効果的な事業運営	4
2 保険者機能の強化と財政の安定化	4
第3章 基本計画	
1 広域連合が行う事務	4
2 構成市町が行う事務	5

はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢化等による医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と現役世代の負担の明確化や、高齢者の保険料負担の公平化等を図るため、平成20年4月から施行されました。

年齢到達によりそれまでの保険制度から分離・区分することや、制度の周知不足などにより、制度施行当初は、被保険者の理解が得られず混乱を来しましたが、保険料軽減対策や周知広報の推進等により、制度としては定着してきた感があります。

平成24年8月に成立した「社会保障制度改革推進法」に基づき設置された「社会保障制度改革国民会議」においては、検討すべき対象項目に高齢者医療制度が挙げられているところです。

この様に制度を巡っては、今後修正が加えられる可能性はありますが、広域連合では、現行の第一次広域計画の期間が平成24年度で満了となることから、新たに平成25年度から平成29年度までを期間とする第二次広域計画を作成しました。今後は、この計画の下に広域連合と構成市町が一体となって、後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な制度運営に努めてまいります。

被保険者の皆様をはじめ、関係各位の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年2月

栃木県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 栄一

第1章 広域計画の概要

1 広域計画の趣旨

栃木県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、後期高齢者医療制度の運営主体である栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び広域連合を組織する栃木県内全市町（以下「構成市町」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものです。

2 広域計画の項目

この広域計画では、栃木県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定に基づき、次の項目について記載します。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3 広域計画の構成

この広域計画は、基本方針及び基本計画から構成されています。

基本方針とは、広域連合の行政運営の基本となるものです。

基本計画とは、基本方針を受け、栃木県後期高齢者医療広域連合規約第5条に規定されている項目について、具体的な計画を示すものです。

4 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とし、その後は5年を単位とし、見直しを行います。

ただし、社会情勢の変化等により見直しの必要があるときは、議会の議決を経て、随時改定を行います。

第2章 基本方針

広域連合は、構成市町と連絡調整を図り、住民の意向や利便性に十分配慮しながら、広域連合のスケールメリットを活かすことで、健全かつ円滑な行政運営を進めていきます。

1 効率的・効果的な事業運営

広域連合と構成市町との事務分担及び密接な連携のもとに、随時事務処理を見直し、効果的・効率的な事業運営を進めます。

また、構成市町からの計画的な職員派遣によって、安定した事務執行体制を確保し、法令に基づく適切な事務処理を行っていきます。

2 保険者機能の強化と財政の安定化

後期高齢者が必要な医療サービスを受けられるよう適切な制度の周知を行うとともに、引き続き医療費の伸びが予想される中で、保健事業の推進を含め保険者機能の発揮に努め、医療費の適正化に取り組みます。

また、保険料の適正な賦課徴収を行い、財政基盤の強化と運営の安定化を図ります。

第3章 基本計画

後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、広域連合が行う事務と構成市町が行う事務を次のとおりとし、それぞれが密接に連携することで、事務の効率化を進めていきます。

1 広域連合が行う事務

広域連合は、後期高齢者医療制度の事務のうち、構成市町と連携し、次に掲げる事務を処理します。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保険者資格の認定（取得及び喪失の確認、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方に対する被保険者認定）、被保険者証及び資格証明書の交付決定等を行います。

(2) 医療給付に関する事務

被保険者に対して、次の後期高齢者医療給付の支給決定を行います。

- 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費、訪問看護療養費、特別療養費並びに移送費
- 高額療養費及び高額介護合算療養費
- その他広域連合で定めるところにより行う給付

(3) 保険料の賦課に関する事務

構成市町が保有する課税情報等の提供を受けて、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免の決定、徴収猶予の決定等を行います。

(4) 保健事業に関する事務

構成市町と緊密に連携して、後期高齢者の心身の特性や生活実態等に応じた保健事業を行います。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

構成市町と緊密に連携して、後期高齢者医療制度に関する広報、住民からの相談、問合せの対応を行います。

また、ネットワーク等の整備により、構成市町と情報の共有化を図ります。

2 構成市町が行う事務

(1) 保険料の徴収に関する事務

後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収や滞納整理を行います。

(2) 広域連合が行う事務のうち、構成市町が行う事務

1において広域連合が行うこととなっている各事務のうち、次に掲げる事務については、住民の利便性に配慮し、構成市町が行います。

- ア 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- イ 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- ウ 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- エ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- オ 保険料に関する申請の受付
- カ 上記事務に付随する事務